

北区自治協議会の委員の公募に関する要領の一部改正について

1 一部改正の趣旨

字句の修正

「新潟市区自治協議会運営指針」が令和3年5月24日に改定され、字句修正がなされたため、また、「新潟市区自治協議会条例施行規則」が令和元年4月1日に改正されたことに伴い一部を改正するもの。

2 一部改正の内容

＜北区自治協議会の委員の公募に関する要領の新旧対照表＞

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）に基づき北区に設置する、北区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。</p> <p>(推薦会議)</p> <p>第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第3条第1項に規定により設置する、北区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成19年新潟市条例第74号）に基づき北区に設置する、北区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。</p> <p>(推薦会議)</p> <p>第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第4条第1項に規定により設置する、北区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。</p>

3 施行年月日

令和3年5月24日

北区自治協議会の委員の公募に関する要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）に基づき北区に設置する、北区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員人数)

第2条 北区自治協議会の公募委員の人数は、1人以上とする。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は、欠員とすることができる。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 行政区内に住所を有する満18歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 本市の職員及び市議会議員でない者
- (4) 北区自治協議会の公募委員として、過去に2期活動したことの無い者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号及び生年月日を記載したものに作文・活動歴を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

(推薦会議)

第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第3条第1項の規定により設置する、北区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、推薦会議において作文・活動歴を審査し、構成員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月18日から施行する。

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

この要領は、平成24年12月20日から施行する。

この要領は、平成27年1月15日から施行する。

この要領は、平成28年5月19日から施行する。

この要領は、平成28年12月15日から施行する。

この要領は、平成30年11月15日から施行する。

この要領は、令和3年5月24日から施行する。